

『2009 マザーズ上場の手引き』 新旧対照表

章	【新】(ホームページ)	頁	【旧】(冊子『2009 マザーズ上場の手引き』)
I	<p>マザーズは、<u>新興企業を中心に</u>将来の高い成長が期待される企業を対象としています。</p> <p>多くの<u>成長企業</u>に資金調達の間を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていません。</p>	5	<p>マザーズは、将来の高い成長<u>可能性</u>が期待される<u>新興企業</u>を対象としています。</p> <p>多くの<u>新興企業</u>に資金調達の間を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていません。</p>
	<p>申請会社がマザーズの適合要件である高い成長可能性を有しているか否かについては、まず、第一に主幹事を務める証券会社が判断することになります。主幹事証券会社は、東証所定の「推薦書」に、申請会社が高い成長可能性を有している旨を記載し、東証に提出します(注1)(注2)。なお、<u>申請会社の利益の額(注3)及び売上高が、以下のa又はbに該当しないときは、申請会社の成長に係る評価の対象とした事業について別紙に記載した推薦書を提出することが必要です。</u></p> <p>a. <u>最近2年間(通常、申請直前期及び直前々期にあたります)において、最近の1年間の利益の額が最初の1年間の利益の額と比して3割以上増加して1億円以上であり、かつ、最近の1年間の売上高が最初の1年間の売上高と比して増加しているとき</u></p> <p>b. <u>最近2年間において、最初の1年間は利益の額を計上しておらず、最近1年間の利益の額が1億円以上であり、かつ、最近の1年間の売上高が最初の1年間の売上高と比して増加しているとき</u></p> <p><u>【主幹事証券会社への事前確認等について】</u></p> <p><u>主幹事証券会社は、上場申請に係る事前確認等に際して、上記a又はbに該当する場合には、申請会社の事業概要、ビジネスモデルの特徴について説明します。</u></p> <p><u>また、以下の資料を別途ご提出ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>過年度の経営指標の推移(上記a又はbへの該当状況の確認のため)</u></li> <li>○ <u>将来3年間程度の利益計画</u></li> </ul> <p>なお、<u>上記a又はbに該当しない場合には以下の内容についての説明が必要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高い成長可能性の評価の対象とした事業(以下「成長事業」といいます。)の</li> </ul>	5	<p>申請会社がマザーズの適合要件である高い成長可能性を有しているか否かについては、まず、第一に主幹事を務める証券会社が判断することになります。主幹事証券会社は、東証所定の「推薦書」に、申請会社が高い成長可能性を有している旨及びその対象となる事業が何であるかを記載し、東証に提出します。</p> <p>なお、<u>主幹事証券会社は、上場申請に係る事前確認等に際しては、おおむね以下の内容について説明します</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高い成長可能性の評価の対象とした事業(以下「成長事業」といいます。)</li> </ul>

<p>内容（ビジネスモデル等）及び選定理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請会社全体及び成長事業に係る経営指標の推移について <ul style="list-style-type: none"> <li>・（過年度実績がある場合には）最近3年間程度の実績</li> <li>・将来3年間程度の利益計画</li> </ul> </li> <li>○ 成長事業が高い成長可能性を有すると判断した根拠について</li> <li>○ 事業計画策定のための前提条件</li> <li>○ 事業計画が合理的に作成されているとの判断に至ったポイント</li> </ul> <p>(注1) 主幹事証券会社が、高い成長可能性に係る判断を説明する際の留意事項をQ&amp;Aに記載しています。こちらをご参照ください。</p> <p>(注2) 上記事項及びQ&amp;Aは、主なポイントを明示したものであり、申請会社の特徴に応じて適宜変更・工夫していただくことが望まれます。</p> <p><u>(注3) 「利益の額」とは、「連結財務諸表規則」第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額（いわゆる少数株主損益）を加減して算出します。また、連結財務諸表を作成すべきでない期間がある場合は、規則第212条第6項第2号をご参照ください。</u></p> <p>これを受けて、東証は、上場申請後において、この高い成長可能性に係る判断が、客観的かつ合理的な事実、資料などに基づいて行われているかについて、申請会社や主幹事証券会社へのヒアリング等を通じて確認します（注）。<u>なお</u>、申請会社の高い成長可能性に係る判断の基礎となる事業計画や、その根拠となった事実、資料などに疑義が生じるようなことがあった場合は、申請を受理できないようなケースもあります。</p>	<p>の内容（ビジネスモデル等）及び選定理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請会社全体及び成長事業に係る経営指標の推移について <ul style="list-style-type: none"> <li>・（過年度実績がある場合には）最近3年間程度の実績</li> <li>・将来3年間程度の計画</li> </ul> </li> <li>○ 成長事業が高い成長可能性を有すると判断した根拠について</li> <li>○ 事業計画策定のための前提条件</li> <li>○ 事業計画が合理的に作成されているとの判断に至ったポイント</li> </ul> <p>(注1) 主幹事証券会社が、高い成長可能性に係る判断を説明する際の留意事項をQ&amp;Aに記載しています。こちらをご参照ください。</p> <p>(注2) 上記事項及びQ&amp;Aは、主なポイントを明示したものであり、申請会社の特徴に応じて適宜変更・工夫していただくことが望まれます。</p> <p>(新設)</p> <p>これを受けて、東証は、上場申請後において、この高い成長可能性に係る判断が、客観的かつ合理的な事実、資料などに基づいて行われているかについて、申請会社や主幹事証券会社へのヒアリング等を通じて確認します（注）。<u>その際</u>、申請会社の高い成長可能性に係る判断の基礎となる事業計画や、その根拠となった事実、資料などに疑義が生じるようなことがあった場合は、申請を受理できないようなケースもあります。</p>
--	---

<p><u>Q1:</u> マザーズは将来の高い成長が期待される企業を対象とする市場ですが、規則 219 条第 1 項第 3 号 a 又は b に該当する場合には、申請会社は「高い成長可能性」を有していることになりますか。</p> <p><u>A1:</u> 上記の規則第 219 条第 1 項第 3 号は、高い成長可能性に係る要件の一部を外形的に定めたものです。この要件に該当する場合には、主幹事証券会社は推薦書の別紙として成長事業に関する記載を要しないこととなります。</p> <p>一方で、申請会社が「高い成長可能性」を有しているかどうかの判断は、上記の規則第 219 条第 1 項第 3 号への該当の有無に関わらず主幹事証券会社が行い、そのうえで推薦書を提出する必要があります。</p> <p>また、実際の上場審査においては、「事業計画の合理性」等の審査ガイドラインに基づいて、申請会社が今後において高い成長を実現できる見込みがあるかを確認します。</p> <p><u>Q2:</u> 成長事業の選定に際しての留意事項としては、どのようなポイントがありますか。</p> <p><u>A2:</u> 高い成長可能性の判断に際しては、・・・留意が必要です。</p> <p>・・・</p>	6	<p>(新設)</p> <p><u>Q1:</u> 成長事業の選定に際しての留意事項としては、どのようなポイントがありますか。</p> <p><u>A1:</u> 高い成長可能性の判断に際しては、・・・留意が必要です。</p> <p>・・・</p>
<p><u>東証では、大企業向けの市場第一部、中堅企業向けの市場第二部、成長企業向けのマザーズの 3 つの市場を提供しており、マザーズは、近い将来の市場第一部へのステップアップを視野に入れた成長企業向けの市場と位置づけられています。</u></p> <p>なお、マザーズから<u>市場第一部・市場第二部</u>へは、一定の要件を満たすことを条件に、上場市場を変更することができます（上場市場の変更については、「XI 上場市場の変更」をご参照ください。）。</p>	8	<p><u>マザーズは、市場第一部・第二部（以下、「一・二部市場」といいます。）と並立する市場と位置づけられています。</u></p> <p><u>一・二部市場は、一定水準の過去実績としての基準を設けているのに対し、マザーズは開示に重点を置くことで、利益の額などの基準は設けておらず、今後の高い成長が期待される会社を対象としています。</u></p> <p><u>このように、マザーズは一・二部市場とコンセプトが異なる市場であり、明確に区別されています。</u></p> <p>なお、マザーズから<u>一・二部市場</u>へは、一定の要件を満たすことを条件に、上場市場を変更することができます（上場市場の変更については、「XI 上場市場の変更」をご参照ください。）。</p>

	(削除)	9	また、上場審査との関係では、マザーズにおいては企業内容・リスク情報等の開示の適切性を中心に審査を行いますので、新興企業の特性を踏まえた内容が、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」（以下、「Ⅰの部」といいます。）において適切に記載されているかなどが審査のポイントとなります。
	マザーズへの上場申請の受付については、事前に主幹事証券会社との間で、申請会社の高い成長可能性に係る事項及び反社会的勢力との関係などを事前確認したうえで行います。事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社の担当者と東証自主規制法人の審査担当者間で書面により実施しております。	10	マザーズへの上場申請の受付については、事前に主幹事証券会社との間で、申請会社の高い成長可能性の評価対象とした事業の内容、高い成長の可能性があると判断した理由及び反社会的勢力との関係などを事前確認したうえで行います。事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社の担当者と東証自主規制法人の審査担当者間で書面により実施しており、申請会社の高い成長可能性の評価対象とした事業の内容、高い成長の可能性があると判断した理由等については、推薦書の別紙に基づいて確認をします。
II	(注2) 流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による決議をいいます。以下同じ。）を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含まれません。	21	(注2) 流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による決議（委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含みます。）をいいます。以下同じ。）を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含まれません。
	○流通株式比率の算定方法 流通株式数（aの流通株式数と同じです。）を、申請会社の上場申請に係る株式数で除して算出します。 (注) 上場申請に係る株式数は、上場日において見込まれる申請会社の発行済株式総数をいい、直前の基準日等における発行済株式総数に、上場日までにおいて見込まれる株数の増減を加味して算定します。	23	○流通株式比率の算定方法 流通株式数（aの流通株式数と同じです。）を、申請会社の上場申請に係る株式数で除して算出します。 (注) 上場申請に係る株式数は、上場日において見込まれる申請会社の発行済株式総数をいい、直前の基準日等における発行済株式総数に、上場希望日までにおいて見込まれる株数の増減（上場申請に係る公募による増加分を除きます）を加味して算定します。
	(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に <b>対する</b> 内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。	28	(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に <b>添付される</b> 内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。
6	株式の譲渡制限 新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。 (規程第212条第7号（規程第205条第10号の準用）)  会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商	30 - 31	6 株式の譲渡制限 新規上場申請に係る株式の譲渡につき、原則として制限を行っていないこと。 (規程第212条第7号（規程第205条第10号の準用）)  会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融

<p>品取引所は不特定多数の投資者が参加する自由公開の市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと <u>又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること</u>が必要でです。</p> <p>このため、<u>上場申請に係る株式について</u>譲渡制限の制度を設けている会社は、<u>審査期間内に定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただく</u>ことが必要です。</p>	<p>商品取引所は不特定多数の投資者が参加する自由公開の市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡について <u>原則として</u>制限を行っていないことが必要です。</p> <p>このため、譲渡制限の制度を設けている会社は、<u>上場申請前にあらかじめ定款を変更し、上場申請に係る株券の譲渡制限を削除したものに差し替える</u>ことが必要です。</p>																
<p>III 前述の「II」に規定された基準に適合していると認められた申請会社に対し、以下の「企業内容、リスク情報等の開示の適切性」、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」、「<u>事業計画の合理性</u>」及び「公益又は投資者保護の観点」などの項目について審査を行います。</p>	<p>33 前述の「II」に規定された基準に適合していると認められた申請会社に対し、以下の「企業内容、リスク情報等の開示の適切性」、「企業経営の健全性」、「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」及び「公益又は投資者保護の観点」などの項目について審査を行います。</p>																
<p>…有価証券上場規程第214条の体系及び対応する主な審査項目…</p> <table border="1" data-bbox="210 549 1099 1110"> <thead> <tr> <th>有価証券上場規程 第214条</th> <th>上場審査等に関するガイドライン III 株券等の新規上場審査[マザーズ] (要約)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</td> <td>(1) 役員の適正な職務の執行を・・・運用されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 経営活動を有効に行うため、・・・運用されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 経営活動の安定かつ継続的な・・・確保されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 実態に即した会計処理基準を採用し、・・・運用されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(5) 法令等を遵守するための有効な体制が・・・恐れのある行為を行っていないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	有価証券上場規程 第214条	上場審査等に関するガイドライン III 株券等の新規上場審査[マザーズ] (要約)	3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	(1) 役員の適正な職務の執行を・・・運用されている状況にあること。	(2) 経営活動を有効に行うため、・・・運用されている状況にあること。	(3) 経営活動の安定かつ継続的な・・・確保されている状況にあること。	(4) 実態に即した会計処理基準を採用し、・・・運用されている状況にあること。	(5) 法令等を遵守するための有効な体制が・・・恐れのある行為を行っていないこと。	<p>34 …有価証券上場規程第214条の体系及び対応する主な審査項目…</p> <p>35</p> <table border="1" data-bbox="1218 549 2107 1110"> <thead> <tr> <th>有価証券上場規程 第214条</th> <th>上場審査等に関するガイドライン III 株券等の新規上場審査[マザーズ] (要約)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</td> <td>(1) 役員の適正な職務の執行を・・・運用されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 経営活動を有効に行うため、・・・運用されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 経営活動の安定かつ継続的な・・・確保されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 実態に即した会計処理基準を採用し、・・・運用されている状況にあること。</td> </tr> <tr> <td>(5) 法令等を遵守するための有効な体制が・・・恐れのある行為を行っていないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	有価証券上場規程 第214条	上場審査等に関するガイドライン III 株券等の新規上場審査[マザーズ] (要約)	3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	(1) 役員の適正な職務の執行を・・・運用されている状況にあること。	(2) 経営活動を有効に行うため、・・・運用されている状況にあること。	(3) 経営活動の安定かつ継続的な・・・確保されている状況にあること。	(4) 実態に即した会計処理基準を採用し、・・・運用されている状況にあること。	(5) 法令等を遵守するための有効な体制が・・・恐れのある行為を行っていないこと。
有価証券上場規程 第214条	上場審査等に関するガイドライン III 株券等の新規上場審査[マザーズ] (要約)																
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	(1) 役員の適正な職務の執行を・・・運用されている状況にあること。																
	(2) 経営活動を有効に行うため、・・・運用されている状況にあること。																
	(3) 経営活動の安定かつ継続的な・・・確保されている状況にあること。																
	(4) 実態に即した会計処理基準を採用し、・・・運用されている状況にあること。																
	(5) 法令等を遵守するための有効な体制が・・・恐れのある行為を行っていないこと。																
有価証券上場規程 第214条	上場審査等に関するガイドライン III 株券等の新規上場審査[マザーズ] (要約)																
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	(1) 役員の適正な職務の執行を・・・運用されている状況にあること。																
	(2) 経営活動を有効に行うため、・・・運用されている状況にあること。																
	(3) 経営活動の安定かつ継続的な・・・確保されている状況にあること。																
	(4) 実態に即した会計処理基準を採用し、・・・運用されている状況にあること。																
	(5) 法令等を遵守するための有効な体制が・・・恐れのある行為を行っていないこと。																

<p>4. <u>事業計画の合理性</u></p> <p><u>相応に合理的な事業計画を策定しており、当該事業計画の遂行により、経営成績が良好となる見込みのあること。</u></p>	<p>(1) <u>事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因、経営資源の状況等について、客観的に分析した適切な前提条件に基づき策定されていると認められること。</u></p> <p>(2) <u>事業計画を策定するための体制が相応に整備されており、適切に運用されている状況にあると認められること。</u></p> <p>(3) <u>事業計画が特段の支障なく遂行されることにより、新規上場申請者の企業グループの今後における損益及び収支が良好となる見込みがあると認められること。</u></p>		(新設)	(新設)
<p>5. <u>その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項</u></p>	<p>(1) 株主等の権利内容及びその行使の状況が、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>(2) 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。</p> <p>(3) 主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していないこと。</p> <p>(4) 反社会的勢力による経営活動への関与を・・・適当と認められること</p> <p>(5) 新規上場申請に係る内国株券等が、・・・いずれにも適合すること。</p> <p>(6) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</p>		<p>4. <u>その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項</u></p>	<p>(1) 株主等の権利内容及びその行使の状況が、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。</p> <p>(2) 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。</p> <p>(3) 主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していないこと。</p> <p>(4) 反社会的勢力による経営活動への関与を・・・適当と認められること</p> <p>(5) 新規上場申請に係る内国株券等が、・・・いずれにも適合すること。</p> <p>(6) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</p>
<p>b <u>新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前aに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、<u>新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。</u></u></p> <p>(削除)</p>	<p>43</p>	<p>43</p>	<p>b <u>新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前aに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の（a）又は（b）及び（c）に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。</u></p> <p><u>（a）新規上場申請者が、上場後において施行規則第 424 条の規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供すること。</u></p> <p><u>（b）新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後にお</u></p>	

		<p><u>いても事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。</u></p> <p><u>(c) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。</u></p>
(ガイドラインⅢ 2. (4))		(ガイドラインⅢ 2. (4))
<p>○「<u>有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類</u>」についての取扱い</p> <p><u>申請会社の親会社等が前述の a に該当せず、かつ、当該親会社等が継続開示会社でない場合は、当該親会社等有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類の提出が必要です (規則第 219 条第 1 項第 1 号)。</u>なお、<u>当取引所が公衆の縦覧に供する「有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類」</u>についての取扱いは次のとおりです。</p>	43	<p>なお、東証が公衆の縦覧に供する「有価証券報告書に準じて作成した当取引所が適当と認める書類」についての取扱いは次のとおりです。</p>
<p>(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>a. 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合における上場審査は、規程第 436 条の 2 から第 439 条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。</u></p> <p><u>※ガイドラインⅢ 4. (1) a の定めに基づく規程第 436 条の 2 の遵守状況は、平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度を直前事業年度として申請する会社から勘案します。</u></p>	51	<p>(1) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次の a 及び b に掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>a. 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合において、新規上場申請者は、規程第 437 条から第 439 条の規定を遵守するものとする。</u></p>
<p>申請会社及びその企業グループのコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、<u>企業規模や成熟度等に照らして適切に整備されているか否か</u>について審査します。</p>	51	<p>申請会社及びその企業グループが適切なコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制を<u>整備しているか否か</u>について審査します。</p>
<p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、規程第 437 条から第 439 条の規定を<u>遵守</u>するものとする。</p>	51	<p>a 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、規程第 439 条から第 441 条の規定を<u>尊重</u>するものとする。</p>
<p>(注 1) 申請会社のコーポレート・ガバナンスの体制についての…ご参照ください。(中略)</p>	52	<p>(注) 申請会社のコーポレート・ガバナンスの体制についての…ご参照ください。(中略)</p>

<p>なお、適切なコーポレート・ガバナンスの体制は企業の規模や置かれている環境等に応じた様々な形態があると考えられますが、一方で公開企業としてのコーポレート・ガバナンスの体制を構築するために整備することが望ましい機関等も考えられます。</p> <p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 436 条の 2 から第 439 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注 2）（注 3）（注 4）（注 5）。行っていない場合には、その理由や今後の取組み等の確認を行います、審査の進め方はより慎重なものとなります。</p> <p>（注 2）規程第 436 条の 2 から第 439 条の内容は以下のとおりです。</p> <p><u>第 436 条の 2 上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、施行規則で定めるところにより、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。）をいう。）を 1 名以上確保しなければならない。</u></p> <p>第 437 条 上場内国株券の発行者は、…</p> <p>…</p> <p><u>（注 3）規程第 436 条の 2 に関して、平成 23 年 3 月 1 日以前に終了する事業年度を直前事業年度として申請する会社であっても、申請の段階で独立役員が確保されていない場合は、上場後における早期の独立役員確保の見込み等を、審査の中で確認することとなります。</u></p> <p><u>（注 4）規程第 436 条の 2 に関して、独立役員が、以下の a から e までに掲げる事由（上場管理等に関するガイドラインⅢ. 5.（3）の 2）のいずれかへ該当している場合は、審査においては慎重に判断することとなります。</u></p> <p>a. <u>当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者</u></p> <p>b. <u>当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者</u></p> <p>c. <u>当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</u></p>	<p>なお、適切なコーポレート・ガバナンスの体制は企業の規模や置かれている環境等に応じた様々な形態があると考えられますが、一方で公開企業としてのコーポレート・ガバナンスの体制を構築するために整備することが望ましい機関等も考えられます。</p> <p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 437 条から第 439 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注）。行っていない場合には、その理由や今後の取組み等の確認を行います、審査の進め方はより慎重なものとなります。</p> <p>（注）規程第 437 条から 439 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>（新設）</p> <p>第 437 条 上場内国株券の発行者は、…</p> <p>…</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

<p>d. <u>最近においてaから前cまでに該当していた者</u></p> <p>e. <u>次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</u></p> <p>(a) <u>aから前dまでに掲げる者</u></p> <p>(b) <u>当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）を含む。）</u></p> <p>(c) <u>最近において前 (b) に該当していた者</u></p> <p><u>(注5) ガイドラインⅢ4. (1) aの適用開始時期に関わらず、新規上場時に独立役員について東証に届け出る必要があり、当該届出は公衆縦覧に供されま</u> <u>す(規則第436条の2)。また、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」</u> <u>においても独立役員についての記載が必要となります(規則第226条第6項</u> <u>第5号)。</u></p>		(新設)
<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として<u>遵守</u>すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第<u>437</u>条から第<u>439</u>条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注）。</p>	52	有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として <u>尊重</u> すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第 <u>439</u> 条から第 <u>441</u> 条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注）。
<p>(注) 規程第 <u>437</u> 条から <u>439</u> 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>第 <u>437</u> 条 上場内国株券の・・・を置くものとする。 (中略)</p> <p>第 <u>438</u> 条 上場内国株券の発行者は、・・・として選任するものとする。</p> <p>第 <u>439</u> 条 上場内国会社は、・・・を決定するものとする。</p>	52	<p>(注) 規程第 <u>439</u> 条から <u>441</u> 条の内容は以下のとおりです。</p> <p>第 <u>439</u> 条 上場内国株券の・・・を置くものとする。 (中略)</p> <p>第 <u>440</u> 条 上場内国株券の発行者は、・・・として選任する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>第 <u>441</u> 条 上場内国会社は、・・・を決定するものとする。</p>
<p>具体的には、経営管理の具体的方策、管理状況や社内諸規則の内容が、申請会社の規模や事業内容、<u>成長ステージ</u>等に照らして相応なものであるかどうか、という点を確認します。また、不正や誤謬を防止することができるような内部牽制が機能する組織及び規程となっているかといった点も審査のポイントとなります。</p>	53	具体的には、経営管理の具体的方策、管理状況や社内諸規則の内容が、申請会社の規模や事業内容等に照らして相応なものであるかどうか、という点を確認します。また、不正や誤謬を防止することができるような内部牽制が機能する組織及び規程となっているかといった点も審査のポイントとなります。
<p><u>4 事業計画の合理性 (規程第 214 条第 1 項第 4 号)</u></p> <p><u>申請会社及びその企業グループが相応に合理的な事業計画を策定しており、その遂行により経営成績が良好となる見込みがあるか否かについて審査します。</u></p> <p><u>具体的には、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討します。</u></p>	55	(新設)

(1) 新規上場申請者の企業グループの事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因、経営資源の状況等について、客観的に分析した適切な前提条件に基づき策定されていると認められること。

(ガイドラインⅢ 5. (1))

**【審査のポイント】**

申請会社の高い成長の実現に向けて策定された事業計画は、客観的かつ合理的なものであることが求められます。

実際の審査においては、申請会社が、自社のビジネスモデルの特徴（強み・弱み）を的確に捉えた上で、事業展開に際して必要となる様々な要素（業界環境や競合他社の状況、対象市場の規模や成長度合い、製商品・サービスの需要動向、原材料市場等の動向、主要な取引先の状況、法的規制の状況、申請会社グループが保有する事業拠点や設備等の物的資源、営業人員や研究・開発人員等の人的資源、投資資金等の金銭資源など各種経営資源の状況等）を客観的に把握・分析しているかどうかを確認します。

その上で、申請会社が把握・分析した内容を事業計画の前提条件として適切に反映させており、その実現が合理的に可能なものであるかどうかについて、事業計画の具体的な内容及び計画の策定方法とともに確認することとなります。

(2) 新規上場申請者の企業グループの事業計画を策定するための体制が相応に整備されており、適切に運用されている状況にあると認められること。

(ガイドラインⅢ 5. (2))

**【審査のポイント】**

この基準に基づく審査では、申請会社の企業グループの事業計画を、経営者その他個人による観測や思惑のみに依拠することなく、客観的かつ合理的に策定するために必要な体制及びその手続きの内容を確認します。

具体的には、事業計画の策定を所管する部門の陣容（人員、役割分担の状況等）、計画の前提条件となる各種情報の収集・取りまとめ方法、その事業計画への反映方

法、経営陣を含めた関係者・部門間での調整の内容・方法等、合理的な事業計画を策定するための社内体制（社内規程等を含む。）が、企業グループの成長ステージ等に合わせて相応に整備され、適切に運用されているかを、計画策定時に実際に用いた帳票類に基づき、確認します。

（3） 新規上場申請者の企業グループの事業計画が特段の支障なく遂行されることにより、新規上場申請者の企業グループの今後における損益及び収支が良好となる見込みがあると認められること。

（ガイドラインⅢ 5.（3））

**【審査のポイント】**

この基準に基づく審査では、申請会社が策定する事業計画の遂行により、今後において高い成長を実現できる見込みがあるかを確認します。

例えば、今後において売上高や利益の成長率の著しい低下が予想される場合、あるいは成長の停滞が予想される場合には、それが事業計画どおりであったとしても審査上の判断は慎重なものとなります。

なお、実際の審査においては、申請会社の事業内容、業種、売上高、利益の成長率、資金繰りの状況、考慮すべき事業計画の期間等を総合的に勘案して判断することとなります。

<p><b>5</b> その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項（規程第 214 条第 1 項第 <b>5</b> 号）</p> <p>(1) 株主又は外国株預託証券等の・・・ (ガイドラインⅢ <b>6</b>. (1))</p> <p>(2) 新規上場申請者の企業グループが・・・ (ガイドラインⅢ <b>6</b>. (2))</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループの・・・ (ガイドラインⅢ <b>6</b>. (3))</p> <p>(4) 新規上場申請者の企業グループが・・・ (ガイドラインⅢ <b>6</b>. (4))</p> <p>(<b>5</b>) その他公益又は投資者保護の観点から・・・ (ガイドラインⅢ <b>6</b>. (6))</p>	<p>55 - 63</p>	<p><b>4</b> その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項（規程第 214 条第 1 項第 <b>4</b> 号）</p> <p>(1) 株主又は外国株預託証券等の・・・ (ガイドラインⅢ <b>5</b>. (1))</p> <p>(2) 新規上場申請者の企業グループが・・・ (ガイドラインⅢ <b>5</b>. (2))</p> <p>(3) 新規上場申請者の企業グループの・・・ (ガイドラインⅢ <b>5</b>. (3))</p> <p>(4) 新規上場申請者の企業グループが・・・ (ガイドラインⅢ <b>5</b>. (4))</p> <p>(<b>6</b>) その他公益又は投資者保護の観点から・・・ (ガイドラインⅢ <b>5</b>. (6))</p>
<p>b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第 44<b>0</b> 条各号に掲げる事項を<b>遵守</b>していること。</p>	<p>55</p>	<p>b 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、規程第 44<b>2</b> 条各号に掲げる事項を<b>尊重</b>していること。</p>
<p>②買収防衛策の導入に係る<b>遵守</b>事項 申請会社が買収防衛策を導入している場合には、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことに加え、規程第 44<b>0</b> 条各号に掲げる事項を<b>遵守</b>していることが求められます。</p>	<p>57</p>	<p>②買収防衛策の導入に係る<b>尊重</b>事項 申請会社が買収防衛策を導入している場合には、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことに加え、規程第 44<b>2</b> 条各号に掲げる事項を<b>尊重</b>していることが求められます。</p>

IV	<p>事業計画は、上場前の投資情報につながる・・・客観的分析に基づいて作成されていることが必要です。</p> <p><u>また、事業計画の作成に際しては、その作成に係る社内体制が相応に整備され、適切に運用されていることが必要です。</u></p> <p>① 事業計画の基礎となるビジネスモデルは、経済的合理性の観点から、十分な検討が行われていますか。</p> <p>② 事業計画が、属する業界の動向、競合他社の状況、自社の状況など<u>事業環境全般についての客観的な分析に基づき、適切な前提条件を設定したうえで、合理的に策定されていますか。</u></p> <p>③ 事業計画を達成する上でのリスク要因を合理的に説明できますか。</p> <p><u>④ 事業計画を部門間の調整等の手続きを経て合理的手法により策定するための体制が整備されており、かつその体制が適切に運用されていますか。</u></p> <p><u>⑤ 策定した事業計画を遂行することによって、今後における損益及び収支が良好となる見込みはありますか。</u></p>	69	<p>事業計画は、上場前の投資情報につながる・・・客観的分析に基づいて作成されていることが必要です。</p> <p>① 事業計画の基礎となるビジネスモデルは、経済的合理性の観点から、十分な検討が行われていますか。</p> <p>② 事業計画が、属する業界の動向、競合他社の状況、自社の状況などを<u>踏まえて、合理的に策定されていますか。</u></p> <p>③ 事業計画を達成する上でのリスク要因を合理的に説明できますか。</p>
	<p>しかし、会社の規模や業種・業態<u>及び成長ステージ等</u>によっては、独立した部門によることが必ずしも効率的でない場合も考えられますので、その場合においては、内部監査機能をどのように構築するかについて、会社の実態にあわせて検討していただく必要があります。</p> <p>① 会社の規模や業種・業態<u>及び成長ステージ等</u>に応じて、有効な内部監査(計画・実行・報告)を行っていますか。</p>	71	<p>しかし、会社の規模や業種・業態によっては、独立した部門によることが必ずしも効率的でない場合も考えられますので、その場合においては、内部監査機能をどのように構築するかについて、会社の実態にあわせて検討していただく必要があります。</p> <p>① 会社の規模や業種・業態に応じて、有効な内部監査(計画・実行・報告)を行っていますか。</p>
	<p>また、ここに列挙したもの以外でも、会社の規模や業種・業態<u>及び成長ステージ等</u>に応じて整備していただく必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>① 会社の規模や業種・業態<u>及び成長ステージ等</u>に応じて、必要な社内規程が整備されていますか。</p> <p>② 社内規程に部門間及び部門内の相互牽制機能が備わっていますか。</p> <p>③ 会社の規模や業種・業態<u>及び成長ステージ等</u>の変化に応じて、適宜社内規程を改訂していますか。</p>	71	<p>また、ここに列挙したもの以外でも、会社の規模や業種・業態に応じて整備していただく必要があります。</p> <p>(中略)</p> <p>① 会社の規模や業種・業態に応じて、必要な社内規程が整備されていますか。</p> <p>② 社内規程に部門間及び部門内の相互牽制機能が備わっていますか。</p> <p>③ 会社の規模や業種・業態の変化に応じて、適宜社内規程を改訂していますか。</p>
	<p>① 経営者が会社の状況を計数的に把握していますか。</p> <p>② 月次の業績及び事業の状況の把握を早期に行うことができますか。</p> <p>(削除)</p> <p><u>③ 予算と実績及びその比較分析、その他の経営情報を通じて、適時・適切な経営判断を行うことができますか。</u></p>	72	<p>① 経営者が会社の状況を計数的に把握していますか。</p> <p>② 月次の業績及び事業の状況の把握を早期に行うことができますか。</p> <p><u>③ 予算が部門間調整の手続きを経て、合理的手法により策定されていますか。</u></p> <p><u>④ 予算と実績及びその比較分析、その他の経営情報を通じて、適時・適切な経営判断を行うことができますか。</u></p>

	<p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性と、取引条件の適正性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、会社財産の保全の観点から問題です。なお、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合には、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められる<u>こと</u>もあります。</p>	75	<p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性と、取引条件の適正性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、会社財産の保全の観点から問題です。なお、<u>マザーズは新興企業を対象としていることから</u>、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合においては、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められる<u>場合</u>もあります。</p>
	<p>⑧ 親会社等が上場会社ですか。また、親会社等が上場会社でない場合は、当該親会社等が継続開示会社であるか、または「有価証券報告書に準じた内容の書類」を<u>上場申請時に</u>東証に提出できる状況であり、かつ、当該親会社等が、東証の定める会社情報等の開示を行うことについて同意していますか。</p>	76	<p>⑧ 親会社等が上場会社ですか。また、親会社等が上場会社でない場合は、当該親会社等が継続開示会社であるか、または「有価証券報告書に準じた内容の書類」を<u>事業年度ごとに</u>東証に提出できる状況であり、かつ、当該親会社等が、東証の定める会社情報等の開示を行うことについて同意していますか。</p>
	<p>④ 上場申請に係る株式について譲渡制限がある場合は、上場申請日までに定款変更し、譲渡制限を<u>撤廃しているか、又は上場の時まで</u>に譲渡制限を撤廃する見込みがありますか。</p>	77	<p>④上場申請に係る株式について譲渡制限がある場合は、上場申請日までに定款変更し、譲渡制限を<u>削除する予定ですか。</u></p>
V	<p>1 マザーズ事前チェックリスト関連 (1) <u>事業計画</u>について (事前チェックリスト1)</p> <p>Q1 : 事前チェックリスト1④に「<u>事業計画を部門間の調整等の手続きを経て合理的手法により策定するための体制が整備されており、かつその体制が適切に運用されていますか。</u>」とありますが、<u>この場合の合理的手法による策定とはどのようなものなのでしょうか。</u></p> <p>A1 : <u>事業計画</u>が合理的手法により策定されている状況とは、策定された<u>事業計画</u>についての根拠となる資料 (<u>事業計画</u>策定のための前提条件等が記載された資料) が整備されており、<u>事業計画</u>がその資料に基づいて、部門間の調整等を経て策定されていることをいいます。<u>なお、上記事業計画の策定手続きを社内規程 (予算管理規程等) に定める等、社内の体制が適切に整備されていることも必要です。</u></p> <p>Q2 : <u>事前チェックリスト1⑤に「策定した事業計画を遂行することによって、今後における損益及び収支が良好となる見込みはありますか」とありますが、今後における損益及び収支が「良好」となる見込みとは、具体的にどのような状況を指すのでしょうか。</u></p> <p>A2 : <u>この場合の「今後における損益及び収支が良好となる見込み」とは、申請会社の売上高や利益が、今後において順調に増加し、収支も良好な場合を想定しており、その判断にあたっては申請会社が属する業界</u></p>	79 - 85	<p>1 マザーズ事前チェックリスト関連 (6) <u>業績管理</u>について (事前チェックリスト2 (6))</p> <p>Q13 : 事前チェックリスト2 (6) ③に「<u>予算が部門間調整手続きを経て、合理的手法により策定されていますか。</u>」とありますが、合理的手法による策定とはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>A13 : <u>予算が合理的手法により策定されている状況とは、策定された予算についての根拠となる資料 (予算策定のための前提条件) が整備されており、また、予算がその資料に基づいて、部門間調整を経て、策定されていることをいいます。</u></p> <p>(新設)</p>

<p><u>の状況（業界全体の成長率や市場規模等）や業種・業態の特徴等も考慮することとなります。</u></p> <p><u>例えば、規則第219条第1項第3号（当取引所所定の推薦書への「成長に係る評価の対象とした事業に係る事項」の記載要否を判断するための基準）に規定された数値と同程度の成長、つまり利益の額が「1億円以上」、且つ前期と比較して「3割以上の増加」が今後においても見込まれる場合は、原則として損益及び収支が良好となる見込みがあると判断できるものと考えます。</u></p> <p><u>また、上記ほどの成長が見込まれない場合や、売上高や利益が順調に増加する計画ではない場合でも、その理由（成長の阻害要因）及び解消方法・解消見込みを合理的にご説明いただいたうえで、「今後の損益及び収支が良好となる見込みがある」と判断する場合もあります。</u></p>																									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 627 293 667">Q3:</td> <td data-bbox="293 627 1072 703">事前チェックリスト2（1）①に「取締役会を定期的に・・・どのような状況であれば良いのでしょうか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 703 293 743">A3:</td> <td data-bbox="293 703 1072 782">取締役会の開催頻度については、・・・手当てを行うことも考えられます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="208 782 1072 861">・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 861 293 901">Q15:</td> <td data-bbox="293 861 1072 940">事前チェックリスト2（7）③に「経営管理機能・・・問題はありますか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 940 293 979">A15:</td> <td data-bbox="293 940 1072 1018">最近の企業経営において、・・・体制整備をする必要があります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="208 1018 1072 1029">・・・</td> </tr> </table>	Q3:	事前チェックリスト2（1）①に「取締役会を定期的に・・・どのような状況であれば良いのでしょうか。	A3:	取締役会の開催頻度については、・・・手当てを行うことも考えられます。	・・・		Q15:	事前チェックリスト2（7）③に「経営管理機能・・・問題はありますか。	A15:	最近の企業経営において、・・・体制整備をする必要があります。	・・・		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1214 627 1299 667">Q1:</td> <td data-bbox="1299 627 2085 703">事前チェックリスト2（1）①に「取締役会を定期的に・・・どのような状況であれば良いのでしょうか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 703 1299 743">A1:</td> <td data-bbox="1299 703 2085 782">取締役会の開催頻度については、・・・手当てを行うことも考えられます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 782 2085 861">・・・</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 861 1299 901">Q14:</td> <td data-bbox="1299 861 2085 940">事前チェックリスト2（7）③に「経営管理機能・・・問題はありますか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 940 1299 979">A14:</td> <td data-bbox="1299 940 2085 1018">最近の企業経営において、・・・体制整備をする必要があります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1214 1018 2085 1029">・・・</td> </tr> </table>	Q1:	事前チェックリスト2（1）①に「取締役会を定期的に・・・どのような状況であれば良いのでしょうか。	A1:	取締役会の開催頻度については、・・・手当てを行うことも考えられます。	・・・		Q14:	事前チェックリスト2（7）③に「経営管理機能・・・問題はありますか。	A14:	最近の企業経営において、・・・体制整備をする必要があります。	・・・	
Q3:	事前チェックリスト2（1）①に「取締役会を定期的に・・・どのような状況であれば良いのでしょうか。																								
A3:	取締役会の開催頻度については、・・・手当てを行うことも考えられます。																								
・・・																									
Q15:	事前チェックリスト2（7）③に「経営管理機能・・・問題はありますか。																								
A15:	最近の企業経営において、・・・体制整備をする必要があります。																								
・・・																									
Q1:	事前チェックリスト2（1）①に「取締役会を定期的に・・・どのような状況であれば良いのでしょうか。																								
A1:	取締役会の開催頻度については、・・・手当てを行うことも考えられます。																								
・・・																									
Q14:	事前チェックリスト2（7）③に「経営管理機能・・・問題はありますか。																								
A14:	最近の企業経営において、・・・体制整備をする必要があります。																								
・・・																									
<p>A11：取締役、執行役又は・・・「企業行動規範」（有価証券上場規程第439条）において求めています。</p>	<p>82 A11：取締役、執行役又は・・・「企業行動規範」（有価証券上場規程第441条）において求めています。</p>																								

<p>VI</p>	<p><u>マザーズの上場会社は、年2回以上、当該上場会社が発行する上場株券等に対する投資に関する説明会を開催するものとする。</u> <u>(規程第 421 条の 2 第 1 項)</u></p> <p><u>マザーズの上場会社は、施行規則で定めるところにより、当取引所に対して前項に規定する説明会に係る書類の提出等を行うものとする。</u> <u>(規程第 421 条の 2 第 2 項)</u></p> <p><u>マザーズの上場会社は、規程第 4 2 1 条の 2 第 1 項に規定する説明会を開催した場合には、当該説明会の開催日時、開催方法その他当取引所が必要と認める事項について記載した書面及び当該説明会において使用した資料その他の資料を、遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、マザーズの上場会社は、当該書面及び当該資料のうち当取引所が必要と認めるものについて当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u> <u>(規則第 427 条)</u></p> <p><u>説明会を開催した場合には上記のとおり、当該説明会に係る届出及び説明会に関する資料の提出が必要となります。</u>なお、説明会の開催にあたっては、ご要望に応じて東証の施設（東証 ARROWS）を提供いたします（有料）。</p>	<p>97</p>	<p><u>上場の日以後3年間において年2回以上、株券等に対する投資に関する説明会を本邦内において開催することについて確約した書面を、新規上場申請を行う時に提出するものとする。</u> <u>(規程第 211 条第 2 項、規則第 219 条第 1 項第 4 号)</u></p> <p>説明会を年2回以上開催することを確約した書面を東証に提出していただきます。なお、説明会の開催にあたっては、ご要望に応じて東証の施設（東証 ARROWS）を提供いたします（有料）。</p>
<p>VII</p>	<p>(3) 公告すべき事項の広範な周知について (中略) 会社法の定めに従えば、官報や一部地域のみで販売されている日刊紙の地方版に公告を掲載することで足りることとなりますが、上場会社の株式は不特定多数の投資者の投資対象となっていることを考慮しますと、会社の公告すべき事項については、より広範な周知に努めていただくことが必要です(注)。 <u>そのため、審査期間内に提出していただく定款や登記事項証明書等により、広範な公告の方法を定めたことを確認することとなります。</u></p>	<p>99 - 100</p>	<p>(3) 公告すべき事項の広範な周知について (中略) 会社法の定めに従えば、官報や一部地域のみで販売されている日刊紙の地方版に公告を掲載することで足りることとなりますが、上場会社の株式は不特定多数の投資者の投資対象となっていることを考慮しますと、会社の公告すべき事項については、より広範な周知に努めていただくことが必要です(注)。</p>
	<p>(1) 望ましい投資単位の水準の設定 a.望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等（規程第 445 条）</p>	<p>101</p>	<p>(1) 望ましい投資単位の水準の設定 a.望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等（規程第 433 条）</p>

	<p>(削除)</p>	101	<p>c. <u>望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る勧告（規程第 508 条第 1 項第 1 号）</u>  <u>当取引所は投資単位が 50 万以上である場合であって必要と認められるときは、当該上場会社に対し望ましい投資単位とする 5 万円以上 50 万円未満の投資単位への引下げを勧告することができる。</u></p>
	<p>(2) 株式分割等の実施に係る配慮  東証では、上場会社に対して、<u>流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないよう</u>規程において求めています。（規程第 433 条）</p> <p>(削除)</p> <p><u>なお、上場会社が当規定に違反したと取引所が認める場合、必要に応じて当該旨を公表することができるものと定めています。（規程第 508 条第 1 項第 2 号）</u></p>	101	<p>(2) 株式分割等の実施に係る配慮  東証では、上場会社が株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更（以下「株式分割等」という）を実施する場合、<u>流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めることを規程において求めています。</u></p> <p>また、次のような規則面での対応も行っています。</p> <p>a. <u>株式分割等に係る努力等（規程第 434 条）</u>  <u>上場会社は、株式分割等を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。</u></p> <p>b. <u>株式分割等に係る取引所による公表（規程第 508 条第 3 項第 1 号）</u>  <u>当取引所は、上場会社が実施する株式分割等が流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認める場合には、その旨を公表することができる。</u></p>
IX	<p><u>6. 株価が上場後 3 年を経過するまでに新規上場の際の公募の価格の 1 割未満となった場合において、9 か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を 3 か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3 か月）以内に、当該価格の 1 割以上に回復しないとき。ただし、上場後の市況の変化その他の事情を勘案して当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。</u></p> <p><u>（規程第 603 条第 1 項第 5 号の 2）</u></p> <p><u>「株価が上場後 3 年を経過するまでに新規上場に係る公募価格の 1 割未満となった場合」とは、上場日の属する月の末日の翌日から起算して 3 年を経過する日までに、月間平均株価（注 1）又は月末株価（注 2）が新規上場時の公募価格の 1 割未</u></p>	116	<p>(新設)</p>

	<p><u>満となった場合をいいます。</u>  <u>上記に該当した場合、当該月の末日の翌日から起算して9か月を経過する日（注3）までの期間内に、毎月の月間平均株価及び月末株価が新規上場時の公募価格の1割以上に回復しない場合は、上場を廃止します。</u>  <u>なお、東証が適当と認める場合には、株式分割、株式無償割当て、株式併合その他の行為の影響を勘案して、新規上場時の公募価格の修正を行います。</u></p> <p><u>（注1）東証の売買立会における日々の最終価格（東証が適当と認める場合には、日々の最終価格に、株式分割、株式無償割当て、株式併合その他の行為の影響を勘案して修正した価格）の平均</u></p> <p><u>（注2）毎月末日における東証の売買立会における最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）</u></p> <p><u>（注3）事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月を経過する日</u></p> <p><u>7. 時価総額について・・・</u>  （規程第603条第1項第5号）</p> <p><u>8. その他・・・</u></p>		<p><u>6. 時価総額について・・・</u>  （規程第603条第1項第5号）</p> <p><u>7. その他・・・</u></p>
XI	<p>a. 市場第一部指定基準に適合する場合（注1、2、3、4）  b. 流通株式の数が多めで、株券等の分布状況が特に良好であると認められる場合（注4）  （削除）  （注1） 売買高基準・・・さかのぼることになります。  （注2） 売買高算定にあたっては、・・・必要があります。  （注3） 流通株式時価総額は、・・・流通株式数を乗じて算出します。  （注4） 時価総額は、・・・時価総額を加えて算出します。</p>	122 - 123 123	<p>a. 市場第一部指定基準に適合する場合（注1、2、3、4、5）  b. 流通株式の数が多めで、株券等の分布状況が特に良好であると認められる場合（注1、4）  <u>（注1）株主数及び流通株式の数は、・・・みなすことができます。</u>  （注2） 売買高基準・・・さかのぼることになります。  （注3） 売買高算定にあたっては、・・・必要があります。  （注4） 流通株式時価総額は、・・・流通株式数を乗じて算出します。  （注5） 時価総額は、・・・時価総額を加えて算出します。</p>
A	（削除）	160	（全ての申請会社にご提出いただく場合）

				提出時期: 上場申請日 提出書類: 説明会開催に対する確約書※◆ 部数: 1部 根拠規程: 規則第 219 条①(4)																						
	(全ての申請会社にご提出いただく書類) 提出時期: 上場日 提出書類: 独立役員届出書※ 部数: 1部 根拠規程: 規則第 436 条の 2 第 1 項	163	(新設)																							
	(5) 推薦書(利益の額及び売上高が有価証券上場規程施行規則第 219 条 3 項 a 又は b のいずれにも該当しない場合) (6) 推薦書(利益の額及び売上高が有価証券上場規程施行規則第 219 条 3 項 a 又は b のいずれかに該当する場合)	189	(5) 推薦書  (6) 説明会開催に対する確約書																							
B		263																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>二部市場</th> <th>一部市場</th> <th>マザーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式事務代行機関の設置</td> <td>東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務を受託する旨の内諾を得ていること</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>株式の譲渡制限</td> <td>新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		二部市場	一部市場	マザーズ	株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務を受託する旨の内諾を得ていること	同左	同左	株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること	同左	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>二部市場</th> <th>一部市場</th> <th>マザーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式事務代行機関の設置</td> <td>東証の承認する株式事務代行機関に委託していること</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>株式の譲渡制限</td> <td>新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限がないこと</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		二部市場	一部市場	マザーズ	株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託していること	同左	同左	株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限がないこと	同左	同左
	二部市場	一部市場	マザーズ																							
株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は株式事務を受託する旨の内諾を得ていること	同左	同左																							
株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること	同左	同左																							
	二部市場	一部市場	マザーズ																							
株式事務代行機関の設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託していること	同左	同左																							
株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限がないこと	同左	同左																							

2009年12月30日